

令和 8 年度の吹田市国保保健事業について

健康医療部成人保健課

1 30 歳代被保険者を対象とした健康診査及び特定保健指導の実施 : PDCA 9① (3)

(1) 概要

市町村国保ヘルスアップ事業の「40 歳未満早期介入保健指導事業」として、吹田市国保健康診査の対象年齢を 30 歳以上に拡大して健康診査を行い、特定保健指導と同等の保健指導を実施する。

(2) 健康診査の実施について

40 歳以上を対象とした特定健診と同じ体制で実施

事業開始：令和 8 年 4 月 1 日

委 託 先：吹田市医師会

案内方法：誕生月の前月 20 日頃に吹田市国保健康診査受診票を送付

(3) 保健指導の実施について

健康診査において「動機付け支援」「積極的支援」と判定された方を対象に保健指導を実施

ア 動機付け支援

開 始 日：令和 8 年 4 月 1 日

委 託 先：吹田市医師会

イ 積極的支援

開始予定：令和 8 年 10 月 1 日

委 託 先：民間事業者

2 特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨の強化 : 法定報告 実施率・利用率の改善

(1) 概要

吹田市国保健康診査において積極的支援と判定された方を対象とした特定保健指導積極的支援業務及び動機付け支援・積極的支援未利用者勧奨業務等を一体的にプロポーザル方式で事業者選定することにより、民間事業者のノウハウや I C T 等を活用したより効果的な特定保健指導実施体制を構築し、生活習慣病を予防する。

(2) 委託する業務

ア I C T、P H R（パーソナルヘルスレコード）を活用した特定保健指導積極的支援業務

イ 特定保健指導積極的支援未利用者勧奨業務

ウ 特定保健指導動機付け支援未利用者勧奨業務

エ 動機付け支援未利用者を対象とした動機付け支援業務

(3) 経過及び今後の予定

令和 8 年（2026 年）7 月	プロポーザル方式による事業者選定
9 月 1 日	プロポーザル方式で選定した事業者と委託契約
10 月 1 日	契約事業者による特定保健指導開始

(1) 目的

睡眠は、心身の健康や生活習慣病等の発症リスクに影響することから、吹田市国民健康保険被保険者を対象として、シート型睡眠センサーを活用して睡眠状態を客観的に把握するとともに、保健指導を行うことで睡眠習慣の見直し及び生活習慣の改善を図るものです。本事業は、市町村国保ヘルスアップ事業における「先進的かつ効果的なモデル事業」として実施する。

(2) 対象者

40歳以上の吹田市国民健康保険被保険者

(3) 実施内容

ア 睡眠に関する健康教室を開催

イ シート型睡眠センサーを用いた睡眠習慣等に関する保健指導を実施

ウ イの保健指導の実施に向けた職員研修会を開催

エ 有識者の助言のもと事業評価を実施

(4) 事業開始時期

令和8年（2026年）10月

睡眠センサーを自宅の
布団やマットレスの下に設置。



アプリで睡眠状況を
客観的に確認できる。



▲アプリイメージ